

自技第 239 号
平成 7 年 11 月 21 日
自技第 207 号
改正 平成 8 年 11 月 25 日
自技第 62 号
改正 平成 10 年 3 月 31 日
自審第 1255 号
改正 平成 10 年 11 月 12 日
自技第 180 号
自整第 118 号
改正 平成 11 年 9 月 30 日
国自技第 112 号
改正 平成 14 年 6 月 26 日
国自技第 282 号
改正 平成 23 年 3 月 31 日
国自審第 1465 号、国自環第 195 号、国自技第 179 号、国自整第 284 号
改正 平成 26 年 2 月 12 日
国自審第 1235 号、国自整第 196 号
改正 平成 28 年 10 月 31 日
国自整第 301 号
改正 平成 29 年 2 月 15 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

改造自動車等の取扱いについて

標記については、昭和 42 年 4 月 4 日自車第 256 号に基づき実施してきたところであるが、平成 7 年 8 月に最終決着した自動車及び自動車部品に関する日米包括協議において、自動車の構造・装置に係る構造等変更検査の要件を緩和する措置を講じたことから、本取扱いを全面的に見直し、平成 7 年 11 月 22 日以降は下記により取り扱うこととしたので、了知されたい。

ただし、平成 7 年 11 月 22 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間にあっては、平成 7 年 11 月 16 日自技第 234 号・自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」により記載事項変更該当しないとしている事項以外はなお従前の例により行うことができるものとする。

なお、昭和42年4月4日自車第256号「改造自動車等の取扱いについて」は、平成7年11月21日をもって廃止する。

また、別紙のとおり関係団体あてに通知したので、貴局においても今後はこれにより関係者を指導されたい。

記

1. 改造自動車等の取扱いの目的

自動車について改造、試作又は組立を行うことにより、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合しなくなるおそれのある改造自動車等について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車等の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、検査業務の円滑化を図ることを目的とする。

2. 改造自動車等の範囲

この通達にいう改造自動車等とは、次のものをいう。

(1) 改造自動車

改造自動車とは、次の①から⑥の自動車に独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条に基づく事務規程（以下「事務規程」という。）に定める改造（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第63条の3に基づく改善措置の届出を行う場合を除く。以下（2）及び（3）において同じ。))をしたものをいう。

- ① 車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車
- ② 車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた指定特定共通構造部であって、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日国自審第535号）別添「共通構造部（多仕様自動車）を有する自動車（型式指定の範囲にある装置に限る。）」
- ③ 「製造過程自動車の型式認定に関する規定」（平成26年国土交通省告示第120号）によりその型式について認定を受けた自動車
- ④ 「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添2「新型自動車取扱要領」により新型自動車として届出があった自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）
- ⑤ 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号）別添「輸入自動車特別取扱要領」により輸入自動車特別取扱自動車として届出があった自動車
- ⑥ 「並行輸入車取扱要領について」（平成9年3月31日自技第61号）又は事務規程に定める「並行輸入自動車審査要領」により並行輸入自動車として届出があった自動車であって、本邦にて有効な自動車検査証又は自動車予備検査証

の交付を受けたことがある自動車

(2) 試作車

試作車とは、(1)以外の自動車であって自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した次のいずれかのものをいう。

- ① 年間の生産台数が少数のもの。
- ② ①であって、当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けたものが研究・開発等のために(1)に規定する改造をしたもの。

(3) 組立車

組立車とは、(1)以外の自動車であって自動車の製作を業とする者以外の者が製作した次のいずれかのものをいう。

- ① 自動車部品等を使用して組立てたもの。
- ② ①であって、当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けたものが研究・開発等のために(1)に規定する改造をしたもの。

3. 届出書等の提出

(1) 改造自動車の施工者等は、事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先だって最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)に提出するものとする。

なお、保安基準第55条の規定による基準緩和申請を伴う改造自動車の届出は、基準緩和を申請する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下「運輸局長」という。)へ必要書面を提出するものとし、提出を受けた運輸局長は、遅滞なく該当する事務所長等へ届出書面を送付するものとする。

(2) 試作車又は組立車の製作者又は施工者等は、試作車又は組立車を製作した場合又は製作しようとする場合には、試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び別表に定める添付資料を検査に先だって最寄りの運輸局長に提出するものとする。なお、2.(2)②及び2.(3)②にあっては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。この場合、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所を経由することができるものとする。

(3) 事務所長等は(1)に基づく提出があったときは、提出する者に対して車両法第57条の2の規定に基づく自動車の点検及び整備に関する情報の提供及び第63条の3の規定に基づく改善措置の届出に関する責務があることを周知するものとする。

(4) 運輸局長は(2)に基づく提出があったときは、提出する者に対して車両法第57条の2の規定に基づく自動車の点検及び整備に関する情報の提供及び第63条の3の規定に基づく改善措置の届出に関する責務があることを周知するものとする。

4. 届出書及び説明書の様式並びに添付資料

- (1) 届出書の様式は、第1号様式によるものとする。
- (2) 説明書の様式は、第2号様式によるものとする。
- (3) 添付資料は、別表添付資料一覧表に掲げる資料とする。
- (4) 届出者は届出に当たり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。

5. 届出書等の受理

届出書、説明書及び添付資料は、記載内容に不備がないこと及び所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。

なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。

6. 審査及び審査結果の通知等

- (1) 届出書等を受理した運輸局長は、届出書、説明書及び添付資料により試作車又は組立車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。
- (2) 2. (2) ①及び2. (3) ①にあって、審査の結果、当該試作車又は組立車が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に試作車・組立車審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。以下「試作車等通知書」という。）を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、試作車等通知書の指示事項欄に記載するものとする。

- (3) 2. (2) ②及び2. (3) ②にあって、審査の結果、当該試作車又は組立車が保安基準に適合すると認められるものについては、運輸局長から届出者に試作車・組立車改造審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車改造審査結果通知書としたもの。以下「改造通知書」という。）を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、改造通知書の指示事項欄に記載するものとする。

7. 審査済車両の検査の取扱い

- (1) 試作車又は組立車の検査を申請する者は、検査の申請書等を提出するほか、当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等に対して、試作車等通知書又は改造通知書（写しをもって代えることができる。以下同じ。）、外観図、各装置の詳細図及びその他特に指示された資料を提示するものとする。
- (2) 試作車及び組立車の製作誤差の範囲は、自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第2（製作誤差の範囲）に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車等通知書又は改造通知

書に記載されている内容等に変更がなく、試作車又は組立車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

8. 雑則

通知書の写し、届出書、説明書及び添付資料は、通知書の決裁日から10年間保存するものとする。

別表 (別紙)

第1号様式 (別紙)

第2号様式 (別紙)

附 則

本改正規定は、平成29年4月1日より適用する。

別表

試作車及び組立車の届出及び添付資料一覧表

区 分		試作車	組立車	試作車・組立車の改造	
届 出 書		○	○	○	
概 要 等 説 明 書		○	○	○	
添 付 資 料	試作車・組立車審査結果通知書等			○	
	主要諸元要目表	○	○	○	
	外 観 図	○	○	○	
	装置の詳細図（改造部位詳細図）	○	○	△※1	
	車枠（車体）全体図	○	○	△	
	保安基準適合検討書	○	○	○	
	技術基準等への適合性を証する書面	○	○	△	
	電気装置の要目表			△※2	
	計 算 書	最大安定傾斜角度計算書	○	○	△※3
		制動能力計算書	○	○	△※4
		走行性能計算書	○	○	△
		最小回転半径計算書	○	○	△※5
	強 度 検 討 書	車 枠（車体）	○	○	△
		動力伝達装置	○	○	△
走 行 装 置		○	○	△	
操 縦 装 置		○	○	△	
制 動 装 置		○	○	△	
緩 衝 装 置		○	○	△	
連 結 装 置		○	○	△	
電 気 装 置	○	○	△		
そ の 他 書 面		△	△	△	

- (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。
- (2) 注1. 主要諸元要目表は、輸入自動車特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。
- (3) 注2. 装置の詳細図は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3（7）に準じたものとする。
- (4) 注3. 保安基準適合検討書は、自動車型式認証実施要領別添2「新型自動車取扱要領」の別表第1項3（8）に準じたものとする。
- (5) 注4. ※1は、改造部位詳細図の他、高電圧システムに関する電気回路図及び感電保護対策に関するものとして自動車に備えた各電気装置の相関図を添付するものとする。
- (6) 注5. ※2は、電動機の場合に添付するものとする。
- (7) 注6. ※3は、条件が不利となる場合に添付するものとする。
- (8) 注7. ※4は、駐車ブレーキに係るもののみとする。走行装置の改造の場合、側車付二輪車及び三輪車に改造する場合であって、駐車ブレーキに係るもののみとする。
- (9) 注8. ※5は、ホイールベースを延長した場合に添付するものとする。
- (10) 注9. 試作車・組立車の改造強度検討書は、改造部分及び改造により影響を及ぼす部分に係る装置についても必要に応じて添付するものとする。また、複数の形態で使用するものについては、該当する装置について全ての形態について添付するものとする。
- (11) 注10. 試作車・組立車の改造届出を行うものは必要に応じて、自動車製作者からの委任状を添付するものとする。
- (12) 添付資料の詳細は、細部取扱いに示す。

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称
住所
連絡先（担当者）
電話番号

試作車・組立車等届出書

車名・型式	種別	用途
試作車	組立車	試作車・組立車の改造
予定車両数	主たる使用地域	
車台番号		

注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。

第1号様式（裏面）

添付資料				
添付資料	区分	試作車	組立車	試作車・組立車の改造
届出書		○	○	○
概要等説明書		○	○	○
試作車・組立車審査結果通知書				○
主要諸元要目表		○	○	○
外觀図		○	○	○
装置の詳細図		○	○	△※
車枠（車体）全体図		○	○	△
保安基準適合検討書		○	○	○
技術基準等への適合性を証する書面		○	○	△※
電気装置の要目表				△※
最大安定傾斜角度計算書		○	○	△※
制動能力計算書		○	○	△※
走行性能計算書		○	○	△
最小回転半径計算書		○	○	△※
強度検討書	車枠（車体）	○	○	△
	動力伝達装置	○	○	△
	走行装置	○	○	△
	操縦装置	○	○	△
	制動装置	○	○	△
	緩衝装置	○	○	△
	連結装置	○	○	△
その他書面		△	△	△

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

また、添付資料の詳細は別表の備考欄参照のこと。

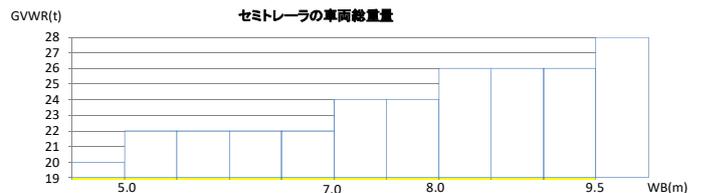
殿
概要等説明書（試作車・組立車等審査結果通知書）

〔指示事項〕

主要諸元比較表 (試作車、組立車、試作車・組立車改造)

項 目		標準車	試作車・組立車	基準・限度	項 目		標準車	試作車・組立車	基準・限度	
車 名					乗 車 定 員 人					
型 式					最 大 積 載 量 k g					
自 動 車 の 種 別					車 両 重 量 kg	前 前 軸 重			≦10t (kg)	
用 途						前 後 軸 重			≦10t (kg)	
車 体 の 形 状						後 前 軸 重			≦10t (kg)	
燃 料 の 種 類						後 後 軸 重			≦10t (kg)	
原 動 機 型 式						計			≦20t~28t (kg)	
総排気量(L)又は定格出力(kW)						最 大 安 定 傾 斜 角 度 °	左			一 般 ≧35° その他 ≧30°
長 さ m				≦12m	右					
幅 m				≦2.5m	タ イ ヤ サ イ ズ	前 前 軸			(kg)	
高 さ m				≦3.8m		前 後 軸			(kg)	
軸 距 m		前 軸				後 前 軸			(kg)	
		後 軸				後 後 軸			(kg)	
室内又は荷台の内側の寸法		長さ m			前 輪 荷 重 割 合	空 車			≧18, 20%	
		幅 m				積 車				
		車 両 重 量 kg		前後軸重			リヤ・オーバーハング m			≦1/2, 11/20, 2/3L (m)
				前後軸重			荷台オフセット m			
		前後軸重			最 小 回 転 半 径 m			≦12m		
		前後軸重								

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m 未満	1.8m 以上	1.3m 以上 1.8m 未満 (1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg ≦ 18t	kg ≦ 20t	kg ≦ 19t

能力強度等検討書

制 動 能 力	踏 力	N	km/h	m	車 軸 強 度	σ_B/σ	/	=	≧1.6	
	空気圧	kpa				σ_V/σ	/	=	≧1.3	
推 進 軸	回 転 数	Nc/N	/	=	≧1.3	操 縦 装 置 強 度	σ_B/σ	/	=	≧1.6
	強 度	σ_B/τ	/	=	≧1.6	緩 衝 装 置 強 度	σ_B/σ	/	=	≧1.6
車 枠 強 度		σ_B/σ	/	=	≧1.6	制 動 装 置 強 度	σ_B/σ	/	=	≧1.6
		σ_V/σ	/	=	≧1.3	連 結 装 置 強 度	σ_B/σ	/	=	≧1.6

注1. (試作車・組立車)の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 注2. 能力検討欄は、該当しないものは-、省略したものは×を記入すること。
 注3. 能力強度等検討書欄は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。

装置の概要

目 的	
車枠及び車体	
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1 該当する事項がない場合については、斜線を記入すること。

注2 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

（日本産業規格 A列4番）